

証券コード：2183

株式会社リニカル



Clinical
Development
Partner

Linical

第18回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月22日（木曜日）
午前10時

開催場所

新大阪ブリックビル3階A会議室
大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場ください。）

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

インターネット等または書面
による議決権行使期限

2023年6月21日（水曜日）
午後5時30分まで

ご挨拶



代表取締役社長
秦野 和浩

株主の皆様には、平素より格別のご支援・ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は2005年6月に国内大手製薬会社で新薬開発に携わってきたメンバーが設立した会社です。以来、「医薬品開発のあらゆる場面で常にプロフェッショナルとしての質を提供し、ステークホルダーである製薬会社、医療機関、患者ならびに株主、従業員の幸せを追求する。」という経営理念のもと、「日本発のグローバルCRO」としての地位確立に邁進してまいりました。がん・免疫・中枢神経系など、難易度が高く、新たな新薬を待つ患者が多く存在する領域に注力し、海外M&Aを活用するなど積極的な海外進出によりグローバルに事業を成長させてきました。

こうした中、当期の業績は、売上高、利益ともに2022年5月に開示した業績見込みを上回り、連結売上高は2期連続で過去最高を更新しました。海外売上高比率は5割を超え、またROEも10%超の水準に回復しています。次期はさらに当期を上回る業績を計画しています。今後の持続的な成長を確かなものとするため、グループの成長ドライバーである欧米事業の拡大と南半球への進出を着実に進め、グローバル企業としての経営基盤を強化し、地域・顧客・疾患領域の各面からビジネスモデルを進化させてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	2
議決権の行使等についてのご案内	4
株主総会参考書類	6
第1号議案 定款一部変更の件	7
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件	13
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	23
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	26
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	28
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	29
事業報告	30
1. 企業集団の現況	30
2. 株式の状況	38
3. 新株予約権等の状況	38
4. 会社役員の状況	39
5. 会計監査人の状況	44
6. 会社の支配に関する基本方針	45
7. 剰余金の配当等の決定に関する方針	45
連結計算書類	46
連結貸借対照表	46
連結損益計算書	47
計算書類	48
貸借対照表	48
損益計算書	49
監査報告	50
連結計算書類に係る会計監査報告	50
計算書類に係る会計監査報告	52
監査役会の監査報告	54
ご参考	57
トップインタビュー	57
次期の見通し	59

株 主 各 位

(証券コード：2183)
2023年6月7日
大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
株 式 会 社 リ ニ カ ル
代表取締役社長 秦 野 和 浩

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.linical.co.jp/ir/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株主・株式情報」よりご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2183/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「リニカル」または「コード」に当社証券コード「2183」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2023年6月21日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月22日（木曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
新大阪ブリックビル3階A会議室

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場ください。)

3. 目的事項
報告事項

1. 第18期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3)インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - 株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月22日(木曜日)
午前10時



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月21日(水曜日)
午後5時30分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月21日(水曜日)
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 株
XXXX年X月X日

基幹日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 票

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXX
見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1、4、5、6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

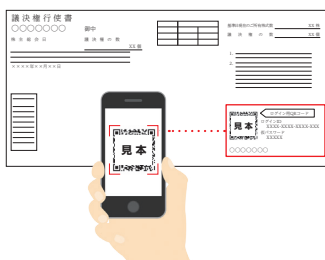
- ・インターネット等及び書面(郵送)の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 新しいパスワードを登録する。

- 4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類 議案及び参考事項

第1号議案から第6号議案までに共通するご参考事項

本株主総会参考書類に記載の第1号議案から第6号議案までの各議案は、監査等委員会設置会社移行に関連するものであります。これらの議案を上程するにあたり、監査等委員会設置会社へ移行する理由及び監査等委員会設置会社の特徴をご説明いたします。

◆監査等委員会設置会社への移行理由

当社は、コーポレートガバナンスの強化を経営の最重要課題と捉え、従来より経営の透明性の向上、意思決定の迅速化の確保に取り組んでまいりました。今般、監査等委員会設置会社へ移行することにより、社外取締役である監査等委員が取締役会の議決権を保有することで取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性を一層向上させることができると考えております。また、取締役会から業務執行の機能を分離し、業務上の意思決定のさらなる迅速化を可能とすることで、当社を取り巻く経営環境において必要となる迅速・果断な意思決定を行う仕組みを構築してまいります。

◆監査等委員会設置会社について

監査等委員会設置会社では、監査役・監査役会に代わり、3名以上の取締役で構成され、その過半数を社外取締役が占める監査等委員会が設置されます。監査等委員である取締役は、監査役とは異なり、取締役として取締役会における議決権を有するほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選解任や報酬について株主総会において意見を述べる権限を有します。これらの点から、監査等委員・監査等委員会による監督機能の強化が見込まれます。

また、監査等委員会設置会社においては、定款の規定に基づき、取締役会の決議によって意思決定の権限を一定程度取締役へ委譲することが可能です。これにより、業務上の意思決定を迅速に行えるようになるとともに、執行と監督を分離できることから、監督の実効性をより高めることが可能になると考えております。

第 1 号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 章 総則 第 1 条～第 2 条 (条文省略) (本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を大阪府大阪市淀川区に置く。 (機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> (公告方法) 第 5 条 (条文省略) 第 2 章 株式 第 6 条～第 10 条 (条文省略)	第 1 章 総則 第 1 条～第 2 条 (現行どおり) (本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。 (機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削 除> (3) <u>会計監査人</u> (公告方法) 第 5 条 (現行どおり) 第 2 章 株式 第 6 条～第 10 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により定め、これを公告する。</u> 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u> 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
(株式取扱規程) 第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。	(株式取扱規程) 第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程</u>による。
第3章 株主総会 第13条～第18条 (条文省略)	第3章 株主総会 第13条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役は、13名以内とする。 <新 設>	第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) は、13名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という) は、4名以内とする。</u>
(選任方法) 第20条 当社の取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	(選任方法) 第20条 当社の取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u> 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

現行定款	変更案
(任期) 第21条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <新 設> <新 設>	(任期) 第21条 当社の取締役（<u>監査等委員を除く</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>
(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2 取締役会の決議によって、取締役社長1名を置く。また、当社は必要に応じて取締役会の決議により、取締役の中から役付取締役各若干名を置くことができる。	(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社の代表取締役は、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会の決議によって選定する。 2 取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名を置く。また、当社は必要に応じて取締役会の決議により、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>役付取締役各若干名を置くことができる。
(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略)	(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第24条 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第24条 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の決議の省略) 第25条 (条文省略)	(取締役会の決議の省略) 第25条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<新 設> (取締役会規程) 第26条 (条文省略) (報酬等) 第27条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。 (非業務執行取締役に関する責任限定契約) 第28条 (条文省略) 第5章 監査役および監査役会 (員数) 第29条 監査役の員数は、4名以内とする。 (選任方法) 第30条 当社の監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任期) 第31条 当社の監査役の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(重要な業務執行の決定の取締役への委任) 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 (取締役会規程) 第27条 (現行どおり) (報酬等) 第28条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。 (非業務執行取締役に関する責任限定契約) 第29条 (現行どおり) 第5章 監査等委員会 <削除> <削除> <削除>

現行定款	変更案
(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 (監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。 (報酬等) 第35条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (社外監査役に関する責任限定契約) 第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、常勤の監査役以外の社外監査役との間で、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。 第6章 計算 第37条～第40条 (条文省略)	(常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 (監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 (監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 <削除> <削除> 第6章 計算 第33条～第36条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<新 設>	<u>附則</u> <u>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u> 第1条 第18回定時株主総会終結前の常勤の監査役以外の社外監査役（常勤の監査役以外の社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 は た の か ず ひ ろ
1 秦 野 和 浩 (1965年3月17日生)

再 任



所有する当社の株式数
742,000株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年4月 マルホ(株)開発本部入社
1998年7月 メディテックインターナショナル(株)開発部入社
1999年3月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）開発本部入社
2004年9月 アウローラ(株)取締役
2005年6月 当社設立 代表取締役社長（現任）
2010年2月 当社開発本部長
2015年9月 当社経営企画室長（現任）
2020年12月 当社開発本部長（現任）
2021年7月 当社営業企画室長（現任）

取締役候補者とした理由等

秦野和浩氏は国内大手製薬会社等で新薬開発に携わった高い知識と経験を背景に、当社創業メンバーの中核として当社グループ全体の経営の指揮を執り、中長期的成長への戦略を策定・実行し、当社グループのグローバル化を推進するとともに、業績についても十分な成果を上げており、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 つじ もと けい ご
2 辻本 桂吾 (1964年2月22日生)

再任



所有する当社の株式数
1,024,200株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年4月 大日本製薬(株)（現：住友ファーマ(株)）大阪支店入社
1990年8月 協和会総合加納病院入社
1993年4月 メディテックインターナショナル(株)開発部入社
1999年6月 (株)新日本科学臨床開発部入社
1999年8月 イーピーエス(株)臨床開発部入社
2001年9月 千寿製薬(株)臨床開発部入社
2002年9月 フェリングファーマ(株)開発部入社
2007年12月 当社取締役
2008年2月 当社取締役副社長（現任）
2008年7月 LINICAL USA, INC. 代表取締役社長
2009年4月 当社品質管理部長
2011年7月 当社国際事業開発室長
2015年9月 LINICAL Europe Holding GmbH 代表取締役社長
LINICAL USA, INC. 取締役
2018年4月 Linical Accelovance America, Inc. 取締役
2020年12月 当社欧米統括責任者（現任）
当社国際事業部長（現任）
LINICAL Europe Holding GmbH Chairman & Director（現任）
LINICAL USA, INC. Chairman & Director（現任）
Linical Accelovance America, Inc. Chairman & Director（現任）
2021年4月 LINICAL KOREA CO., LTD. 理事（現任）
LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事（現任）
Linical China Co., Ltd. 董事（現任）

取締役候補者とした理由等

辻本桂吾氏は外資系製薬会社等で新薬開発に携わった高い知識と経験に基づき、主に当社欧米統括責任者として当社のグローバル戦略を牽引しており、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 か わ い
3 河 合

じゅん
順 (1968年10月26日生)

再 任



所有する当社の株式数
600,400株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1993年 4 月	日本シェーリング(株)（現：バイエル薬品(株)）研究本部入社
1996年11月	メディテックインターナショナル(株)開発部入社
1999年 6 月	スミスクライン・ビーチャム製薬(株) （現：グラクソ・スミスクライン(株)）開発本部入社
2001年 7 月	塩野義製薬(株)開発本部入社
2004年 9 月	アウローラ(株)取締役
2005年12月	当社取締役
2007年 4 月	当社開発副本部長（大阪）
2008年 4 月	当社常務取締役
2013年 5 月	LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事長 LINICAL KOREA CO., LTD. 代表取締役
2013年 6 月	当社専務取締役
2016年 6 月	当社アジア統括担当 当社取締役副社長（現任）
2017年 7 月	当社品質管理本部長 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事
2019年 5 月	Linical China Co., Ltd. 董事長
2019年 7 月	LINICAL KOREA CO., LTD. 取締役
2019年12月	LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事長
2020年12月	当社米国事業担当
2021年 5 月	LINICAL USA, INC. Director, President & CEO Linical Accelovance America, Inc. Director, President & CEO
2022年12月	当社米国事業担当
2023年 1 月	当社欧州事業担当 LINICAL Europe Holding GmbH Director & CEO（現任）

取締役候補者とした理由等

河合順氏は国内大手製薬会社等で新薬開発に携わった高い知識と経験に基づき、当社品質管理本部長、アジア統括担当を経験し、2021年5月から米国事業を指揮した後、2023年1月からは欧州事業を指揮するなど、当社のグローバル戦略を牽引しており、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 たか はし

あき ひろ

4 高橋

明 宏

(1967年11月13日生)

再 任



所有する当社の株式数
741,600株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年 4 月 富山化学工業(株)研究本部入社
1995年 3 月 筑波大学大学院・修士課程医科学研究科修了
1995年 4 月 メディテックインターナショナル(株)開発部入社
1999年 3 月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）開発本部入社
2004年 9 月 アウローラ(株)取締役
2005年 6 月 当社設立 常務取締役
2007年 4 月 当社専務取締役（現任）
Chief Financial Officer (CFO)（現任）兼管理部長
2009年 4 月 当社管理本部長（現任）
2013年 5 月 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事
LINICAL KOREA CO., LTD. 理事（現任）
2019年 5 月 Linical China Co., Ltd. 董事（現任）
2019年11月 Chief Information Officer (CIO)
2020年12月 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事（現任）

取締役候補者とした理由等

高橋明宏氏は国内大手製薬会社等で新薬開発に携わった高い知識と経験から当社ビジネスに深く精通しており、当社創業メンバーの中核として当社グループ全体の人事総務、経理財務等の管理業務全般を当社管理本部長として担ってきた実績があることから、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 みや ざき

まさ や

5 宮 崎

正 哉

(1971年11月16日生)

再 任



所有する当社の株式数
600,200株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1996年 4 月 メディテックインターナショナル(株)開発部入社
1999年 8 月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）開発本部入社
2003年 3 月 フェリングファーマ(株)開発本部入社
2006年 6 月 当社取締役
2007年 4 月 当社開発副本部長（東京）
2013年 6 月 当社常務取締役（現任）
2017年 1 月 当社国際事業開発室長
2017年 7 月 当社開発本部長
2019年 1 月 当社国際事業開発本部長
2019年 5 月 Linical China Co., Ltd. 董事
2019年 7 月 LINICAL KOREA CO., LTD. 理事（現任）
2020年 1 月 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事
2020年12月 当社アジア統括責任者（現任）
LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事長（現任）
Linical China Co., Ltd. 董事長（現任）

取締役候補者とした理由等

宮崎正哉氏は国内大手製薬会社等で新薬開発に携わった高い知識と経験に基づき、当社開発本部長や国際事業開発本部長を経て、2020年12月からはアジア統括責任者として当社のアジア事業を牽引しており、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 さ か も と

い さ お

6 坂本

勲 勇

(1976年3月25日生)

再 任



所有する当社の株式数
735,800株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2000年4月	藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）開発本部入社
2005年7月	当社入社
2005年10月	アウローラ(株)監査役
2007年6月	当社取締役（現任）
2008年7月	LINICAL USA, INC. 取締役
2013年5月	LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事 LINICAL KOREA CO., LTD. 取締役
2015年7月	当社がん領域開発受託事業部担当
2015年9月	LINICAL USA, INC. 代表取締役社長
2017年4月	当社国際事業開発本部長
2018年4月	Linical Accelovance America, Inc. Chairman & President
2018年7月	LINICAL USA, INC. Chairman, President & CEO Linical Accelovance America, Inc. Chairman, President & CEO
2019年8月	当社開発本部がん領域事業部担当
2020年12月	当社欧州事業担当 LINICAL USA, INC. Director, President & CEO Linical Accelovance America, Inc. Director, President & CEO
2021年5月	LINICAL Europe Holding GmbH Director & CEO
2022年11月	当社欧州事業担当
2023年1月	LINICAL USA, INC. Director, President & CEO（現任） Linical Accelovance America, Inc. Director, President & CEO（現任）

取締役候補者とした理由等

坂本勲勇氏は国内大手製薬会社で新薬開発に携わった高い知識と経験に基づき、LINICAL USA, INC. Chairman, President & CEO、Linical Accelovance America, Inc. Chairman, President & CEOとして米国事業の立て直し、2021年5月からLINICAL Europe Holding GmbH Director & CEOとして欧州事業を率いた後、2023年1月からLINICAL USA, INC. Director, President & CEO、Linical Accelovance America, Inc. Director, President & CEOとして再び米国事業を指揮するなど、当社のグローバル戦略を牽引しており、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 やま ぐち

し おり

7 山 口

志 織

(1975年11月11日生)

再 任



所有する当社の株式数
80,800株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年 4 月 医療法人大道会大道病院入社
2000年 4 月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）開発本部（派遣）
2003年 7 月 (株)イーピーリンク（現：(株)EP総合）入社
2004年 9 月 アウローラ(株)入社
2005年 6 月 当社監査役
2005年10月 アウローラ(株)取締役
2007年 6 月 当社入社 監査室長（現任）
2009年 6 月 当社取締役（現任）
Chief Compliance Officer（CCO）（現任）

取締役候補者とした理由等

山口志織氏は国内大手製薬会社で新薬開発に携わった高い知識と経験から当社ビジネスに深く精通しており、当社のChief Compliance Officer（CCO）として社内管理体制を構築してきた実績があり、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 すぎ やま

8 枚山 栄理

(1975年7月10日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2001年10月 弁護士登録（大阪弁護士会）
はばたき綜合法律事務所入所
- 2008年11月 金融庁入庁（任期付職員）
同庁検査局総務課金融証券検査官
- 2010年1月 同庁検査局総務課専門検査官
- 2010年6月 同庁検査局総務課専門検査官兼総務企画局政策課課長補佐
- 2010年12月 同庁退職
- 2013年7月 はばたき綜合法律事務所パートナー弁護士（現任）
- 2018年6月 新明和工業(株) 社外監査役（現任）
- 2022年4月 神戸大学大学院法学研究科法曹実務教授（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

枚山栄理氏は弁護士としての豊富な実務経験に基づき、法律に関する高度の知見を有し、企業法務にも精通していることから、主として法的な観点から客観的かつ公正な監督及び取締役会に対する有益な意見が得られると判断したため、社外取締役候補者としたものであります。

候補者番号 に し む ら

9

西村

さと こ

智子

(1967年1月14日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年10月 監査法人朝日新和会計社（現：有限責任あずさ監査法人）
入所
1993年 8 月 公認会計士登録
2001年 3 月 西村智子公認会計士事務所開設同所長（現任）
2002年10月 税理士登録
西村智子税理士事務所開設同所長（現任）
2023年 2 月 象印マホービン(株) 社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

西村智子氏は公認会計士及び税理士としての専門知識・経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これまでの幅広い経験と専門知識を当社の監督体制の強化に活かしていただけるものと期待し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 杵山栄理氏及び西村智子氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、杵山栄理氏及び西村智子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 杵山栄理氏及び西村智子氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 杵山栄理氏の戸籍上の氏名は「新宮栄理」であります。
5. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 当社は、杵山栄理氏及び西村智子氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 なかしま

よしあき

1

中島

与志明

(1955年3月19日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1978年4月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）入社
2001年6月 同社 人事部長
2005年4月 アステラス製薬(株) 人事部担当部長
2007年4月 同社 秘書室長
2008年4月 同社 人事部長
2009年6月 同社 執行役員 人事部長
2013年6月 ダイソー(株)（現：(株)大阪ソーダ）執行役員 人事本部長
2015年4月 同社 執行役員 人事本部長兼経営戦略本部経営企画部長
2016年4月 (株)大阪ソーダ 執行役員 人事本部長兼人事本部人材開発部長兼経営戦略本部経営企画部長
2017年4月 同社 執行役員
人事本部担当兼経営戦略本部経営企画部担当部長
2017年6月 当社常勤監査役（現任）
2019年7月 LINICAL TAIWAN CO.,LTD. 監察人（現任）
LINICAL KOREA CO.,LTD. 監事（現任）
2019年12月 Linical China Co.,Ltd. 監事（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

中島与志明氏はアステラス製薬(株)及び(株)大阪ソーダにおいて、執行役員として主に人事関連の部署を率いた経験を有されており、同社での豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映していただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 むら かみ ゆう いち

2 村上 祐一

(1957年8月23日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1981年4月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）入社
2011年4月 アステラス製薬(株) 経理部長
2013年6月 同社 経理部長 兼 アステラス・アムジェン・バイオフーマ(株)（現：アムジェン(株)） 監査役
2017年7月 (株)マーベラス 入社
2017年10月 同社 管理統括本部 経理財務部長
2017年11月 (株)ジー・モード 監査役
2020年7月 当社常勤監査役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

村上祐一氏は国内大手製薬会社等において、経理財務関連の部署を率いた経験やその関係会社の監査役を務めた経験を有されており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。その豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映していただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 あん どう

よし みつ

3 安藤

良光

(1958年11月5日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年 4 月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）入社
2009年 1 月 アステラス製薬(株) 開発本部 臨床開発第二部長
2011年10月 富山化学工業(株) 開発部門担当 執行役員
2012年 6 月 同社 常務執行役員 開発部門長兼事業戦略室副室長
2013年 4 月 同社 常務執行役員 臨床開発室長
2015年 6 月 同社 取締役 常務執行役員 臨床開発室長
2017年 4 月 同社 取締役 常務執行役員 社長補佐兼臨床開発室長
2018年10月 富士フイルム富山化学(株) 取締役 常務執行役員 開発本部長
2021年 7 月 当社常勤監査役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

安藤良光氏は、富山化学工業(株)において取締役として臨床開発室を率いた経験及び富士フイルム富山化学(株)において取締役として開発本部を率いた経験を有されており、その豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映していただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 中島与志明氏、村上祐一氏、及び安藤良光氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 当社は、中島与志明氏、村上祐一氏、及び安藤良光氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 中島与志明氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。村上祐一氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年11か月となります。安藤良光氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年11か月となります。
4. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 中島与志明氏の戸籍上の氏名は「中島興志明」であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

しも むら きょう いち
下村 恭一

(1944年1月15日生)

社 外 独立役員
所有する当社の株式数
4,500株

略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

1971年4月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）入社
1993年4月 同社 開発第一研究所所長
1996年7月 同社 筑波研究所所長 兼 探索研究所所長
1998年10月 同社 薬理研究所シニアリサーチャー
1998年12月 参天製薬(株) 理事 開発研究本部長
1999年7月 同社 執行役員 開発研究本部長
2002年12月 同社 執行役員 研究開発センター長
2004年12月 同社 退任
2005年4月 就実大学薬学部 教授
2009年4月 同大学 非常勤講師
2010年1月 当社アドバイザー
2020年6月 当社監査役

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

下村恭一氏は、国内大手製薬会社において研究所所長や執行役員研究開発センター長として新薬の研究開発を率いた経験を有されており、他社での豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映していただくため、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 下村恭一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 下村恭一氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づ

く独立役員として届け出る予定であります。

3. 当社は、下村恭一氏が監査等委員である取締役役に就任した場合、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2007年6月27日開催の第2回定時株主総会において年額800百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

また、事業報告に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件とした監査等委員会設置会社への移行に伴い、本株主総会後の取締役会において、本議案にてご承認いただいた内容とも整合し、かつ、企業理念に基づく当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう変更を予定しております。

本議案は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであるため、相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額80百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

以 上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

●連結経営成績の状況

当期連結経営成績につきましては、売上高は2期連続で過去最高を更新し、12,516百万円（前期比8.3%増）となりました。また、利益面では、営業利益は1,256百万円（前期比15.7%増）、経常利益は外貨預金等に為替差益55百万円等が発生したため1,283百万円（前期比8.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は昨年発生したサイバー攻撃関連の保険金の受取り115百万円や子会社清算益35百万円が発生したこと等から1,004百万円（前期比27.1%増）となりました。

以上の結果、前期比で増収増益を達成するとともに、2022年5月16日に発表した当期の連結業績予想を上回る結果となりました。

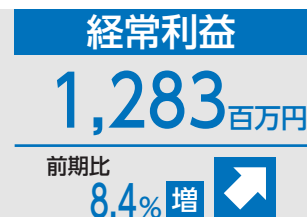
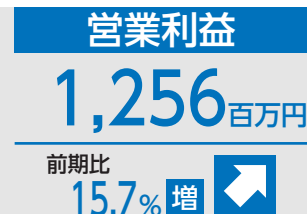
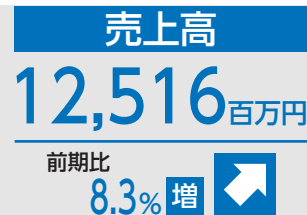
売上高及び営業利益に関する説明は下記のとおりです。

売上高は、米欧地域的大型国際共同治験等の増加に加え、為替が円安に推移し海外子会社の収益を押し上げたことから、欧州、米国、アジアの海外事業が前期比で増収となり、連結で過去最高となりました。欧米を中心とする海外製薬企業、バイオテクノロジー企業の治験需要は旺盛であり、当社グループの受注残高は高いレベルを維持しています。引き続きこれらの企業からの引き合いを確実に受注できるよう営業活動を強化してまいります。

営業利益は、日本の増益に加え、米欧地域で第1四半期に大型国際共同治験の開始が遅れ、一時的に要員稼働率が低下したものの、7月後半に開始されて以降はおおむね順調に進捗し、その他新規案件の開始や契約変更による工数増加もあり、要員稼働率が高水準を維持したことによって業績が改善した結果、増益となりました。

●地域別の状況

日本は、上期に依頼者事由による治験開始時期の変更が発生したこと等の影響が大きく、前期比で減収となったものの、営業利益は、採用数調整による人件費の厳密なコントロール等により、情報セキュリティ強化のための費用増加等を吸収し、前期比で大幅な増益となりました。



米国においては、前述の第1四半期の米欧地域での大型国際共同治験の遅れ等があったものの第2四半期以降は改善したことに加え、円安の影響もあり前期比で増収となりました。一方、営業利益面では、前述の第1四半期の治験の開始遅れ等に伴う一時的な要員稼働率の低下等の影響が大きく、第2四半期以降は改善したものの前期比で減益となりました。

欧州においては、前期の好調な受注を計画どおり消化して売上を計上するとともに、上述の大型国際共同治験においても第2四半期以降は順調に進捗したことに加え、円安の影響もあり、前期比で大幅な増収となりました。一方、営業利益は、いくつかの受託案件で進捗の遅れが発生し第4四半期で予定していた売上が想定を若干下回ったこと等もあり、前期比で僅かに減益となりました。

韓国では、複数の新規案件を獲得・開始したこと等に加え円安の影響もあり、前期比で大幅な増収となりました。営業利益は、新規案件に対応するための増員による先行的な人件費増加により第1四半期に営業損失を計上した影響が大きく、第2四半期以降において利益を順調に積み上げたものの、前期比では減益となりました。

中国では、上期にゼロ・コロナ政策によるロックダウンの影響から一部の受注案件で進捗が遅れた結果、前期比で増収減益となりました。

台湾では、上期に既存の一部受注案件でコロナの影響から治験の進捗が遅れたものの新規案件の開始もあり、前期比で増収となりました。また、営業利益面でも、増収に加え、費用節減を継続した結果、営業黒字化を達成し、前期から業績が大きく改善しました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

- ・ C R O事業

当社グループのC R O事業につきましては、売上高は11,669百万円（前期比9.9%増）、営業利益は3,094百万円（前期比21.9%増）と増収増益となりました。

- ・ 育薬事業

当社グループの育薬事業につきましては、売上高は847百万円（前期比9.8%減）、営業利益は158百万円（前期比42.6%減）と減収減益となりました。

②設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③資金調達の状況

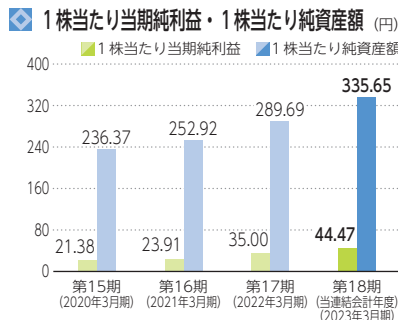
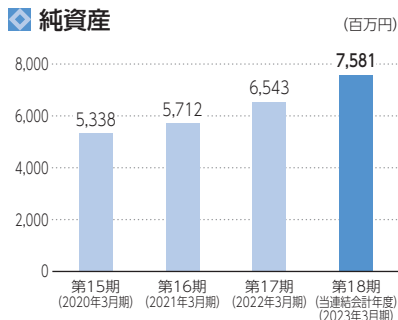
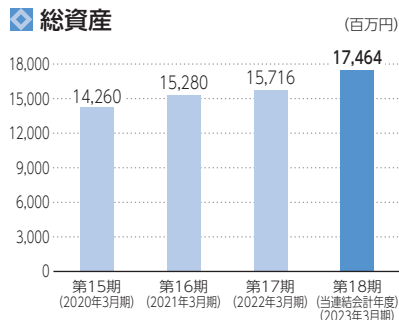
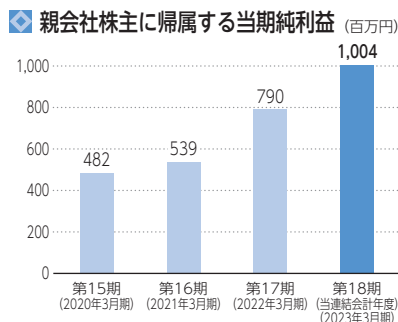
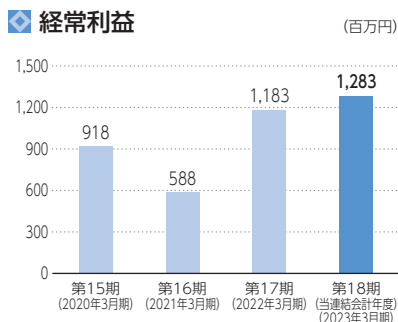
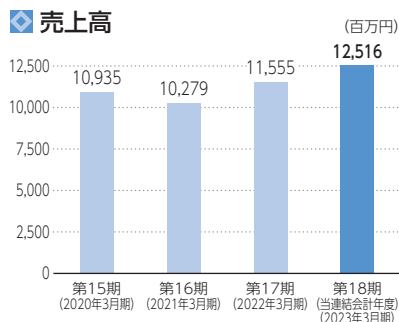
特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第15期 (2020年3月期)	第16期 (2021年3月期)	第17期 (2022年3月期)	第18期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高 (百万円)	10,935	10,279	11,555	12,516
経常利益 (百万円)	918	588	1,183	1,283
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	482	539	790	1,004
1株当たり当期純利益 (円)	21.38	23.91	35.00	44.47
総資産 (百万円)	14,260	15,280	15,716	17,464
純資産 (百万円)	5,338	5,712	6,543	7,581
1株当たり純資産額 (円)	236.37	252.92	289.69	335.65

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しており、2022年3月期及び当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
LINICAL USA, INC.	300千USドル	100%	CRO事業
LINICAL TAIWAN CO., LTD.	13百万台湾ドル	100%	CRO事業
LINICAL KOREA CO., LTD.	1,000百万ウォン	100%	CRO事業
LINICAL Europe Holding GmbH	25千ユーロ	100%	持株会社
LINICAL Europe GmbH	25千ユーロ	100%	CRO事業
LINICAL Spain, S.L.	3千ユーロ	100%	CRO事業
LINICAL France SARL	1,002千ユーロ	100%	CRO事業
Linical Accelovance America, Inc.	108千USドル	100%	CRO事業

(注) 当社の議決権比率は間接保有を含んでおります。

(4) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、2025年3月期までをさらなるグローバルでの成長への基礎固めのフェーズと位置づけ、収益力の強化を最優先課題として取り組み、それを支えるコーポレートガバナンスの強化を進めてまいります。収益力の強化については、継続的な増収と利益率向上を目指し、以下を重点施策として取り組んでまいります。

①ターゲットとする顧客層の拡大

近年、バイオテクノロジーの進化は目覚ましく、新たな技術を有する欧米のバイオスタートアップ企業に端を発した開発品が増加しており、伝統的な製薬企業を規模において上回る新興バイオ医薬品企業が続々と誕生しています。

当社グループでは従来、日系大手製薬会社からリピート受注を獲得し事業を拡大してまいりましたが、各地域の拠点が連携してグローバルでの情報収集・営業活動を強化することで欧米の製薬企業からの受託も増えつつあります。さらに、有望な開発パイプラインを持つ、欧米のバイオスタートアップ企業にフォーカスし、ニーズにマッチしたきめ細かい提案を行うことで、大手グローバルCROとの差別化を図り、顧客基盤の拡大を進めます。

②ターゲットとする疾患領域の拡大

未実現の治療ニーズを持つ疾患に対する新薬を開発するために、多くの新薬が誕生している抗体医薬品以外にも、再生医療、細胞医薬、核酸医薬、治療アプリ、タンパク質分解誘導薬などの新しい創薬モダリティが誕生しています。また、様々な新薬の誕生により治療できない疾患が減少する一方、高齢化社会において健康寿命を延ばすために新たな新薬が必要とされる疾患はまだ多数存在しています。こうした中、製薬会社の注力領域は、当社がすでに多数の実績を有するがん、中枢神経、免疫などの領域以外にも、眼科、皮膚科、希少疾患などへ拡大しています。

当社グループでは、こうした新たなモダリティや疾患領域でも顧客ニーズにマッチした提案を行い短

期間で高品質な臨床開発を遂行すべく、難易度の高い領域で蓄積してきた臨床開発のノウハウに加え、外部専門家や医療機関との連携強化と積極的な情報収集に努めてまいります。

③ サービス領域の拡充

新薬開発のグローバル化と顧客層の多様化に伴い、臨床開発における各種業務をワンストップで委託するニーズが高まっています。バイオスタートアップ企業や中小規模の製薬企業は、グローバルでの医薬品開発・販売に必要な機能を自社で保有していないことも多く、CROに対し高い専門性とコンサルティング能力が求められます。

当社グループでは、日系大手製薬企業を中心に提供してきた治験モニタリング業務とデータマネジメント・解析業務に加え、日本への進出を検討している国内外のバイオスタートアップ企業に対し、創薬支援業務として医薬品市場分析と開発戦略立案、規制当局に対する届出・相談、治験実施計画書や申請関連書類の作成、規制当局への承認申請、共同開発や導出などパートナーリング支援等を行っております。また、医薬品発売後において、競合品との差別化や医薬品の適正使用に資する臨床医療データを収集する臨床研究等の企画から論文作成までを行い、新薬臨床開発の上流・下流工程においてもサービス提供を拡大しております。

こうした各工程のサービス提供には高度な知識・経験が求められるため、当社グループでは専門人材を育成するための教育研修に注力していますが、さらに日本をはじめ海外拠点において優秀な人材を育成するとともに、協業関係の強化による外部リソースの活用なども行い、多様化する顧客ニーズに柔軟に対応してまいります。

④ 海外事業のさらなる成長

世界最大の医薬品市場である米国とそれに次ぐ欧州において、当社グループは、大手製薬会社に加えバイオスタートアップ企業との信頼関係を構築し順調に事業を拡大しています。さらに欧州ではスカンジナビア半島での開発体制構築を進めているほか、今後欧米子会社の営業機能を強化し受注獲得能力の拡充を図ってまいります。また、当社が拠点を有する中国、韓国、台湾などの製薬・バイオスタートアップ企業も、自国内での開発に加え、欧米、日本への進出を検討しており、当社のグループネットワークを活用することでこうしたニーズにも対応してまいります。

加えて、季節性・地域性のある疾患に対するワクチン・治療薬等の開発ニーズにも対応するために、現在多数の拠点を有する北半球だけでなく、南半球においても開発を遂行できる体制を構築してまいります。すでに米国子会社が南米・豪州のCROと提携して試験を受託していますが、バイオスタートアップ企業への優遇税制を整え治験誘致に積極的な豪州については顧客企業からの引き合いも増加しており自社拠点確立を目指します。

⑤分散型臨床試験などデジタル技術を活用した開発効率化ニーズへの対応

近年、新薬開発の難易度上昇や競争激化に伴い、開発プロセスの効率化による迅速化やコスト抑制ニーズが高まっており、分散型臨床試験（DCT）など、デジタル技術を活用し、効率的に臨床試験を実施するニーズが高まっています。こうした状況下において、当社グループでは、自社で保有しない機能はグローバルでパートナーリングを拡大し、ニーズに応じて内製化することにより、多様化する治験効率化ニーズにも対応してまいります。

⑥財務基盤の強化

海外拠点拡充などの中期的成長戦略を迅速・柔軟に実現するためには、当座比率、自己資本比率を高め、調達コストを意識した機動的な資金調達を可能にする必要があります。

当社グループは、前出の戦略による増収と、高稼働率の維持、コスト管理の徹底により、1株当たり当期純利益の持続的な成長を目指すとともに、株主還元と成長資金の確保の両立に努めてまいります。

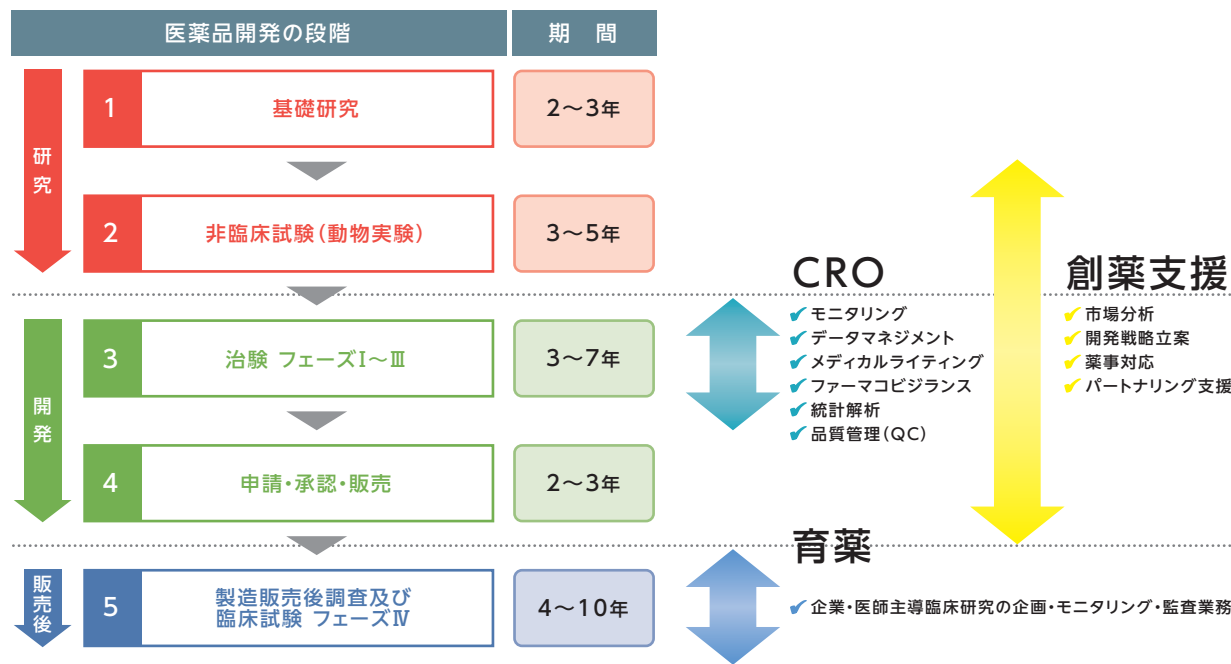
(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、医薬品の開発・販売における戦略的ビジネスパートナーとして、医薬品開発業務受託事業と医薬品製造販売後支援事業をグローバルに展開しております。

各事業における主要な事業内容は以下のとおりです。

事業区分	事業内容
医薬品開発業務受託（CRO事業）	製薬会社が行う医薬品開発のための治験において、モニタリング業務 ^(注) を中心に、品質管理、データマネジメント、統計解析、メディカルライティング、ファーマコビジランスなどの業務、さらには治験の企画や薬事対応、承認申請などに関するコンサルティング業務を創薬支援として行っています。
医薬品製造販売後支援（育薬事業）	当社グループの柱の事業であるCRO事業の強みを活かし、企業・医師主導臨床研究の組織体制構築業務、製造販売後の企画業務・モニタリング業務・監査業務を行っています。

(注) モニタリング業務とは、医療機関との契約手続きをはじめ、担当医師に対する治験への患者様の組入れ依頼、投与後のデータ（有効性、安全性）の回収、データ信頼性の確保等を行う業務をいいます。



(6) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

大 阪 本 社	大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
東 京 オ フ ィ ス	東京都港区東新橋一丁目9番2号

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度比増減
C R O 事 業	587名	74名減
育 業 事 業	34名	9名減
全 社 (共 通)	138名	1名減
合 計	759名	84名減

(注) 使用人数は就業員数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
365名	52名減	35.2歳	7.2年

(注) 使用人数は就業員数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,013,332千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	898,400
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	955,034
株 式 会 社 り そ な 銀 行	158,400
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	108,400

2. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 49,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 24,740,000株 (自己株式2,153,564株を含む)
- (3) 株主数 4,115名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社 秦 野	4,497千株	19.91%
株式会社 高 橋	1,992	8.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,188	5.26
辻 本 桂 吾	1,024	4.53
株式会社 坂 本	808	3.58
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	754	3.33
秦 野 和 浩	742	3.28
高 橋 明 宏	741	3.28
坂 本 勲 勇	735	3.25
高 木 幸 一	720	3.18

(注) 1. 当社は、自己株式を2,153,564株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中において使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	秦 野 和 浩	開発本部長 経営企画室長 営業企画室長
取 締 役 副 社 長	辻 本 桂 吾	欧米統括責任者 国際事業部長 LINICAL Europe Holding GmbH Chairman & Director LINICAL USA, INC. Chairman & Director Linical Accelovance America, Inc. Chairman & Director LINICAL KOREA CO., LTD. 理事 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事 Linical China Co., Ltd. 董事
取 締 役 副 社 長	河 合 順	LINICAL Europe Holding GmbH Director & CEO
専 務 取 締 役	高 橋 明 宏	Chief Financial Officer (CFO) 管理本部長 LINICAL KOREA CO., LTD. 理事 Linical China Co., Ltd. 董事 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事
常 務 取 締 役	宮 崎 正 哉	アジア統括責任者 LINICAL KOREA CO., LTD. 理事 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事長 Linical China Co., Ltd. 董事長
取 締 役	坂 本 勲 勇	LINICAL USA, INC. Director, President & CEO Linical Accelovance America, Inc. Director, President & CEO
取 締 役	山 口 志 織	Chief Compliance Officer (CCO) 監査室長
取 締 役	野 木 森 雅 郁	三井不動産株式会社 社外取締役 株式会社ダイセル 社外取締役
取 締 役	大 澤 昭 夫	株式会社シーエムプラス 顧問
常 勤 監 査 役	中 島 与 志 明	LINICAL KOREA CO., LTD. 監事 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 監察人 Linical China Co., Ltd. 監事
常 勤 監 査 役	村 上 祐 一	
常 勤 監 査 役	安 藤 良 光	

(注) 1. 取締役野木森雅郁氏及び取締役大澤昭夫氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役中島与志明氏、常勤監査役村上祐一氏及び常勤監査役安藤良光氏は、社外監査役であります。

- 取締役野木森雅郁氏、取締役大澤昭夫氏、常勤監査役中島与志明氏、常勤監査役村上祐一氏及び常勤監査役安藤良光氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- 常勤監査役村上祐一氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役野木森雅郁氏及び大澤昭夫氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材の確保、職務執行の萎縮の防止のため、当社及び子会社の取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。但し、法律違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、2023年12月に当該保険契約を上記内容にて更新する予定であります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取 (うち社外取締役)	9名 (2)	256百万円 (15)
監 (うち社外監査役)	3 (3)	46 (46)
合 (うち社外役員計)	12 (5)	303 (62)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第2回定時株主総会において年額800百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第2回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年5月31日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること等を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 取締役報酬の基本方針

当社の取締役報酬制度は、経営理念に基づく当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、また、業務執行・経営監督等の機能が、透明性・公平性を保ちつつ適切に発揮されることを目的として定めております。当社の取締役報酬制度の基本的な考え方は以下のとおりです。

a. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

取締役の報酬等の種類は、固定の金銭報酬である基本報酬のみとします。

現在、当社の業務執行を担う取締役は、会社の設立メンバーであり、既に一定数の当社株式を保有しております。そのため、単年度及び中長期の業績を反映した株主価値の増減が保有株式の価値の増減と連動しており、実質的な業績連動報酬を内包しているものと考えております。このような観点から、現時点において業績連動賞与や株式報酬等の非金銭報酬を設定しておりません。なお、今後の設立メンバー以外の業務執行を担う取締役の就任など会社組織形態の変化に応じて役員報酬制度についても必要な変更を検討してまいります。

b. 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額またはその算定方法の決定方針

取締役の報酬については、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、取締役会で経済情勢、会社業績や経営内容、役員構成などを総合的に勘案し、報酬総額を年度予算として確定します。

取締役の報酬は取締役が職務に専念できるように固定の金銭報酬である基本報酬（月例定額報酬）とし、各取締役の役位、職責の内容に応じた基本部分と、職責のリスクに応じたリスク手当部分、並びに在任年数に応じた功績部分の3つから構成されます。

ロ. 個人別の報酬等の決定に関する方針

各取締役を支給する基本報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、当社の業績等も踏まえ、取締役会で決議した報酬総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定します。

ハ. 取締役に對し報酬等を与える時期等

基本報酬は、月例の定額報酬とします。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長秦野和浩氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は次のとおりであります。

区分	氏名	他の法人等の重要な兼職の状況	他の法人等との関係
取締役	野 木 森 雅 郁	三井不動産株式会社 社外取締役 株式会社ダイセル 社外取締役	当社と特別な関係はありません
取締役	大 澤 昭 夫	株式会社シーエムプラス 顧問	当社と特別な関係はありません
監査役	中 島 与 志 明	LINICAL KOREA CO., LTD. 監事 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 監察人 Linical China Co., Ltd. 監事	全て当社の子会社であります

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	野 木 森 雅 郁	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、国内大手製薬会社での代表取締役社長等を歴任し培った会社経営に対する豊富な経験と知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言や助言等を行い、業務執行の監督、並びに企業価値向上に対する役割を果たしております。
取締役	大 澤 昭 夫	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、外資系大手製薬会社の日本法人での代表取締役社長等を歴任し培った会社経営に対する豊富な経験と知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言や助言等を行い、業務執行の監督、並びに企業価値向上に対する役割を果たしております。
監査役	中 島 与 志 明	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、国内大手製薬会社等での執行役員としての豊富な経験と知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 また、監査役会14回の全てに出席し、健全な会社経営に資するための意見交換等を行いました。
監査役	村 上 祐 一	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、国内大手製薬会社で経理財務関連の部署を率いた経験やその関係会社の監査役を務めた経験と知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 また、監査役会14回の全てに出席し、健全な会社経営に資するための意見交換等を行いました。
監査役	安 藤 良 光	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、国内大手製薬会社等において、グローバル開発リーダー、臨床開発部長や取締役常務執行役員開発本部長を歴任し新薬の開発を牽引した経験と知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 また、監査役会14回の全てに出席し、健全な会社経営に資するための意見交換等を行いました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
・ 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	54,200千円
・ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のなかには、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けている海外の子会社があります。

3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な成長による企業価値向上と利益還元のバランスの最適化を図ることを重要施策と位置づけ、株主の皆様からお預かりした資本に対して如何に報いるかという視点に立ち、業績を勘案した配当施策を行い、安定的に利益還元に努めてまいります。当社は、機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を当社定款で定めております。

なお、内部留保金につきましては、将来の事業発展に必要不可欠な成長投資として活用し、中長期的な成長による企業価値向上を通じて株主の皆様の期待にお応えしてまいります。

以上の方針に基づき、当期の配当につきましては、1株当たり14円00銭とさせていただきます。

(注) この事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	12,008,667	流 動 負 債	6,735,513
現 金 及 び 預 金	7,042,100	短 期 借 入 金	600,000
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	3,427,995	1年内返済予定の長期借入金	539,976
前 払 費 用	243,216	未 払 金	579,604
立 替 金	1,037,607	未 払 費 用	375,821
そ の 他	270,534	未 払 法 人 税 等	311,502
貸 倒 引 当 金	△12,786	未 払 消 費 税 等	86,222
固 定 資 産	5,455,940	前 受 金	2,207,195
有 形 固 定 資 産	625,008	預 り 金	1,700,434
建 物 附 属 設 備	47,051	賞 与 引 当 金	159,922
工 具 、 器 具 及 び 備 品	96,294	そ の 他	174,834
リ ー ス 資 産	481,662	固 定 負 債	3,147,878
無 形 固 定 資 産	3,511,194	長 期 借 入 金	1,993,590
の れ ん	3,384,139	リ ー ス 債 務	408,621
そ の 他	127,054	退 職 給 付 に 係 る 負 債	718,354
投 資 そ の 他 の 資 産	1,319,737	そ の 他	27,313
投 資 有 価 証 券	372,806	負 債 合 計	9,883,392
長 期 前 払 費 用	999	純 資 産 の 部	
差 入 保 証 金	374,096	株 主 資 本	6,849,726
繰 延 税 金 資 産	571,835	資 本 金	214,043
資 産 合 計	17,464,607	利 益 剰 余 金	7,293,144
		自 己 株 式	△657,461
		その他の包括利益累計額	731,489
		その他有価証券評価差額金	78,152
		為 替 換 算 調 整 勘 定	616,973
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	36,362
		純 資 産 合 計	7,581,215
		負 債 純 資 産 合 計	17,464,607

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		12,516,998
売上原価		8,355,258
売上総利益		4,161,740
販売費及び一般管理費		2,905,037
営業利益		1,256,702
営業外収益		
受取利息	1,807	
為替差益	55,723	57,531
営業外費用		
支払利息	12,826	
投資有価証券評価損	18,081	30,908
経常利益		1,283,325
特別利益		
受取保険金	115,948	
子会社清算益	35,378	151,326
特別損失		
事業構造改善費用	26,651	
リース解約損	29,382	56,034
税金等調整前当期純利益		1,378,618
法人税、住民税及び事業税	505,460	
法人税等調整額	△131,211	374,249
当期純利益		1,004,368
親会社株主に帰属する当期純利益		1,004,368

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	
流 動 資 産	5,880,530
現金及び預金	3,693,460
売掛金及び契約資産	1,658,925
前払費用	102,153
立替金	407,378
その他	18,611
固 定 資 産	5,981,183
有 形 固 定 資 産	57,413
建物附属設備	40,370
工具、器具及び備品	5,681
リース資産	11,361
無 形 固 定 資 産	6,752
ソフトウェア	2,218
商標権	4,533
投資その他の資産	5,917,018
投資有価証券	372,806
関係会社株式	4,398,202
長期貸付金	611,786
長期前払費用	256
差入保証金	304,907
繰延税金資産	229,059
資 産 合 計	11,861,713

負 債 の 部	
流 動 負 債	2,372,008
短期借入金	600,000
1年内返済予定の長期借入金	539,976
未払金	312,760
未払費用	79,747
未払法人税等	235,127
未払消費税等	84,148
前受金	62,501
預り金	250,009
リース債務	4,205
賞与引当金	123,541
その他の負債	79,988
固 定 負 債	2,654,292
長期借入金	1,993,590
リース債務	8,703
退職給付引当金	651,999
負 債 合 計	5,026,301
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	6,757,259
資 本 金	214,043
資 本 剰 余 金	73,000
資 本 準 備 金	73,000
利 益 剰 余 金	7,127,678
その他利益剰余金	7,127,678
別途積立金	11,000
繰越利益剰余金	7,116,678
自 己 株 式	△657,461
評価・換算差額等	78,152
その他有価証券評価差額金	78,152
純 資 産 合 計	6,835,412
負 債 純 資 産 合 計	11,861,713

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		5,981,232
売上原価		4,053,443
売上総利益		1,927,788
販売費及び一般管理費		1,190,439
営業利益		737,349
営業外収益		
受取利息	23,648	
受取配当金	207,180	
為替差益	107,144	
その他の	8,452	346,426
営業外費用		
支払利息	7,252	
投資有価証券評価損	18,081	25,333
経常利益		1,058,441
特別利益		
受取保険金	100,148	100,148
特別損失		
リース解約損	29,382	29,382
税引前当期純利益		1,129,207
法人税、住民税及び事業税	300,443	
法人税等調整額	△10,743	289,699
当期純利益		839,507

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社リニカル
取締役会 御中

2023年5月19日

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下井田 晶代
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山岸 康徳

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リニカルの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リニカル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社リニカル
取締役会 御中

2023年5月19日

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下井田 晶代
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山岸 康徳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リニカルの2022年4月1日から2023年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成しましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

株式会社リニカル 監査役会

常勤監査役 中 島 与志明 ㊞

常勤監査役 村 上 祐 一 ㊞

常勤監査役 安 藤 良 光 ㊞

(注) 常勤監査役中島与志明、村上祐一及び安藤良光は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

<メモ欄>

Blank area for notes with horizontal dashed lines.

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

参考



経営理念

医薬品開発のあらゆる場面で常にプロフェッショナルとしての質を提供し、ステークホルダーである製薬会社、医療機関、患者ならびに株主、従業員の幸せを追求する。

海外事業の好調により 2期連続で過去最高の 売上高を更新

事業成長とガバナンス強化で
グローバルCROとして
大きな飛躍を目指す。

代表取締役社長

秦野 和浩

当期の ポイント

- 前期比増収増益、期初計画を上回り、売上高は過去最高を更新
- 海外売上高比率が約6割まで上昇し、海外事業が業績をけん引

Q 海外事業拡大の手ごたえや今後の目標について教えてください。

A 創業当初から、日本をはじめ世界で生まれる画期的な新薬を世界中の人々に届けたいと考え、日本発のグローバルCROを目指して積極的に海外展開を行ってきました。韓国と欧州、アメリカのCROを買収し、M&Aを活用して拡大を進め、現在は18の国と地域に拠点を持っています。海外企業のM&Aに成功している日本企業は多くはありません。リニカルも買収当初は赤字を計上する地域が出るなど困難がありましたが、経営体制と営業組織の強化により業績を回復させ、その後も粘り強く企業文化を伝えていくことでここまで成長してきました。今では欧米のクライアントから国際共同治験の受託が増え、両地域の受注残高は日本を超えています（2023年3月末時点）。リニカルがグローバルCROとしてさらに成長するためには、巨大医薬品市場である欧米での事業拡大が

重要であり、特にグローバル試験の受託と遂行において両地域の連携は不可欠です。これを加速するため、2023年6月中を目途に欧米のマネジメント体制を変更し、指揮命令系統を一本化します。意思決定の迅速化と、重複するシステムや機能等を最適化し、営業とサービス提供体制を強化する狙いです。今後は、さらなるM&Aも視野に入れながら海外事業基盤を拡大し、中長期的には現在800名ほどの従業員を1,500名規模にし、60か国程度への進出を目指します。

Q 今後の成長戦略をどう描いていますか？

A 世界のCRO市場は医薬品市場の拡大に伴い、年々成長していくと見ています。まず、海外事業の拡大を進め、欧米の旺盛な新薬開発需要を取り込み、大型グローバル試験を獲得することで

グループとして一層の成長を図ります。また、米国を中心に新興バイオスタートアップの台頭は目覚ましく、潤沢な開発資金を背景に、大手製薬企業をしのぐ規模のバイオ医薬品企業がいくつも誕生しています。リニカルは、バイオスタートアップに対し、彼らの要望に合わせたリニカルらしいきめ細かなサービスと、グローバルCROとして最適なソリューションを提供することで、すでに大口顧客を抱えリソースに制限のある大手CROとの差別化を図り、リピート受注を獲得しています。今後も欧米事業の基盤強化を進め、有望な開発パイプラインを持つ新規顧客の開拓に注力していきます。

疾患領域の面でも、これまで強みとしているがん・中枢・免疫領域に加え、対象を拡大していきます。特に、眼科、皮膚科領域は、高齢化社会において生活の質（QOL）に関わる重大な領域であり、注力して取り組んでいきます。この領域は、再生医療や細胞医薬の実用化が進んでおり、当社でも受託実績がありますが、今後ますます開発が加速すると考えています。さらに、希少疾患や、治療アプリなど最新のモダリティを活用した治療法にも対応していきます。

このように、展開地域、顧客、疾患領域の各面からビジネスモデルを進化させ、中長期的な成長を実現していきます。

Q 日本ではドラッグ・ロスを危惧する声があります。こうした課題にはどう取り組んでいきますか？

A 欧米で直近5年に承認された新薬のうち、約7割が日本では未承認というデータ*があります。現在の創業の主役は、欧米のバイオスタートアップです。そうした企業は大手製薬企業とは違い、開発や販売のために必要な機能やノウハウを自社で持っておらず、日本にオフィスがないケースも多くあるため、彼らをどのように国内開発に呼び込むかが解決の鍵となります。

リニカルは、第3の柱として立ち上げた創業支援事業で、これから日本の医薬品市場へ参入しようとしている、国内外のバイオベンチャー企業や中小規模の製薬企業に対するコンサルティングサービスを提供しており、着実に実績を積み重ねてきました。製薬会社で広範囲にわたる医薬品開発業務を長年経験したプロフェッショナルを集め、市場分析から薬事・開発戦略立案、販売にあたっての戦略的提携先の選定から契約締結まで、トータルにサポートできます。現在、欧米の子会社と連携し、海外のバイオスタートアップを日本市場へ誘致する活動を強化しています。リニカルは日本発グローバルCROとして、日本のドラッグ・ロスを防ぐために継続的に取り組んでいきます。

※参照:医薬産業政策研究所「ドラッグ・ラグ：国内未承認薬とその特徴」政策研ニュース No.63（2021年7月）

Q 最後に株主の皆様へのメッセージをお願いします。

A 当社は、グローバルでの事業拡大により成長を続け、中長期的な企業価値向上を目指しています。今回、コーポレートガバナンス強化の一環として、監査等委員会設置会社への移行を株主総会に諮るとともに、指名・報酬委員会の設置を決定しています。また、サステナビリティについても2023年4月に新たに委員会を設立し、サステナビリティ方針のもと取り組みを進めてまいります。今後も、成長投資を実行しながら収益力強化に努め、利益還元につきましては、引き続き安定した配当によりお応えしてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き長期的な視点でリニカルを応援いただけますようお願い申し上げます。

2024年3月期連結業績予想

売上高	営業利益
13,300百万円／前期比6.3%増 	1,400百万円／前期比11.4%増 
経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
1,400百万円／前期比9.1%増 	1,008百万円／前期比0.4%増 

当社グループの展開地域における下記の状況に基づき、次期の連結業績見通しにつきましては、売上高は13,300百万円（前期比6.3%増）、営業利益1,400百万円（前期比11.4%増）、経常利益1,400百万円（前期比9.1%増）を見込んでおります。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、当期において特別利益に計上した受取保険金115百万円等が発生しないことから、1,008百万円（前期比0.4%増）を見込んでおります。

地域別の状況は下記のとおりです。

日本・アジア地域におきましては、その主要地域である日本において、日系大手製薬企業による日本発のグローバル試験実施ニーズが窺える状況もあり、当社グループのグローバルワンストップサービス体制を訴求したグローバル試験を含む新規案件の獲得を目指します。また、欧米事業のシナジー拡大により、日本・アジアを含む欧米発のグローバル試験獲得も増加していくものと想定しております。このような状況から、日本では次期において順調に業績が推移するものと見込んでおります。

米国におきましては、米国市場の新薬開発は旺盛で、大型案件を含む新規案件の引き合いも増加しており、積極的な営業活動により新規受注を積み上げてまいります。米国市場は、当社ビジネスの最重要地域であり、引き続き受注獲得力の強化に加え、欧州事業との連携による営業面でのグローバル・シナジーを一層強化することにより米国市場の深耕を加速し、持続的な成長を図ります。このような状況から、米国においては次期において順調に業績が推移するものと見込んでおります。

欧州におきましては、大型案件を含む新規案件の引き合いは増加しており、欧州市場においても新薬の開発需要は旺盛な状況です。米国事業との連携をより一層推し進め、営業面でグローバル・シナジーをさらに強化することで、新規受注の獲得につなげてまいります。このような状況を反映し、欧州においては次期において順調に業績が推移するものと見込んでおります。

受注残高の推移

(単位：百万円)

			2021年 3月期末	2022年 3月期末 (A)	2023年 3月期末	2023年 5月15日時点 (B)	増減率% (B-A)/A
受 注 残 高			19,196	22,514	20,933	20,574	△8.6
地域別	日	本	10,602	9,791	8,195	7,931	△19.0
	米	国	3,089	3,731	5,798	5,529	48.2
	欧	州	3,219	6,837	5,252	5,366	△21.5
	ア	ジ ア	2,287	2,156	1,686	1,747	△18.9

当社グループにおいて受託する業務では、1年から3年程度の主な実施期間において、症例数や対象疾患に起因する治験の難易度などにより受託総額が決定します。この実施期間についてクライアントと委受託契約を締結し、契約に従い毎月売上が発生します。

受注残高は、既に契約を締結済みの受託業務の受注金額の残高であります。これは、今後1年から5年程度の契約期間で発生する売上高を示しており、当社グループの今後の業績予想の根拠となる指標であります。

各地域の受注状況につきましては、以下のとおりです。

日本・アジア地域においては、日本国内大手製薬会社からの新規案件の受注獲得に加え、日欧協力により獲得した欧州製薬企業の日本での治験案件の獲得など複数の新規案件の獲得や契約変更がありました。既存案件で試験の期間短縮による契約変更が発生したこと等により、前期末と比して受注残が減少しました。しかしながら、足元で複数の新規案件の打診を受けるなど案件の引き合いは増加傾向にあり、受注獲得に向けた営業活動を活発化しております。

米国においては、米国バイオテック企業から複数の大型の新規案件を獲得し、受注残高が大きく増加しております。米国市場の新薬開発は旺盛で、大型案件を含む新規案件の打診も増加しており、受注残高の積み上げに向け積極的な営業活動を継続しております。また、その他にも複数の案件で契約期間延長など契約変更が交渉中で、これらは今後の受注残の増加要因となります。

欧州地域においては、新規案件や期間延長等の契約変更により来期以降の売上に貢献する受注を獲得しましたが、売上計上による受注残の消化や契約終了等もあり、前期末と比して受注残が減少しました。しかしながら、複数の大型案件を含む新規案件の打診を受けており、受注残高の積み上げに向け積極的な営業活動を継続しております。

以上の受注環境のもと、2023年5月15日時点の受注残高は2022年3月期末と比較して8.6%減の205億円となりましたが、受注残高は引き続き200億円を超える水準を維持しております。

上 場 市 場	東京証券取引所プライム市場
上 場 日	2008年10月27日
証 券 コ ー ド	2183
事 業 年 度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定 時 株 主 総 会	毎年6月
定時株主総会株主確定基準日	3月31日
剰 余 金 の 配 当 の 基 準 日	3月31日（中間配当を行う場合は9月30日）
そ の 他 の 基 準 日	その他必要のある時は、あらかじめ公告して基準日を定めます。
単 元 株 式 数	100株
公 告 掲 載 方 法	電子公告（ https://www.linical.co.jp/ ） ただし、やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行います。
株 主 名 簿 管 理 人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 tel.0120-094-777（フリーダイヤル）
特 別 口 座 の 口 座 管 理 機 関	みずほ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 tel.0120-288-324（フリーダイヤル）

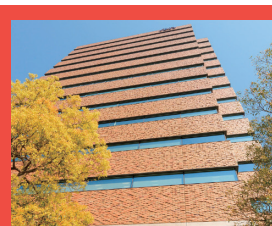
各種事務手続

	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
郵便物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問い合わせ先		フリーダイヤル 0120-288-324(土・日・祝日を除く 9:00~17:00)
各種手続お取扱店 (住所変更、株式配当金 受取り方法の変更等)		みずほ信託銀行 本店及び全国各支店
未払配当金のお支払い	未払配当金のお支払いについては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いします。	

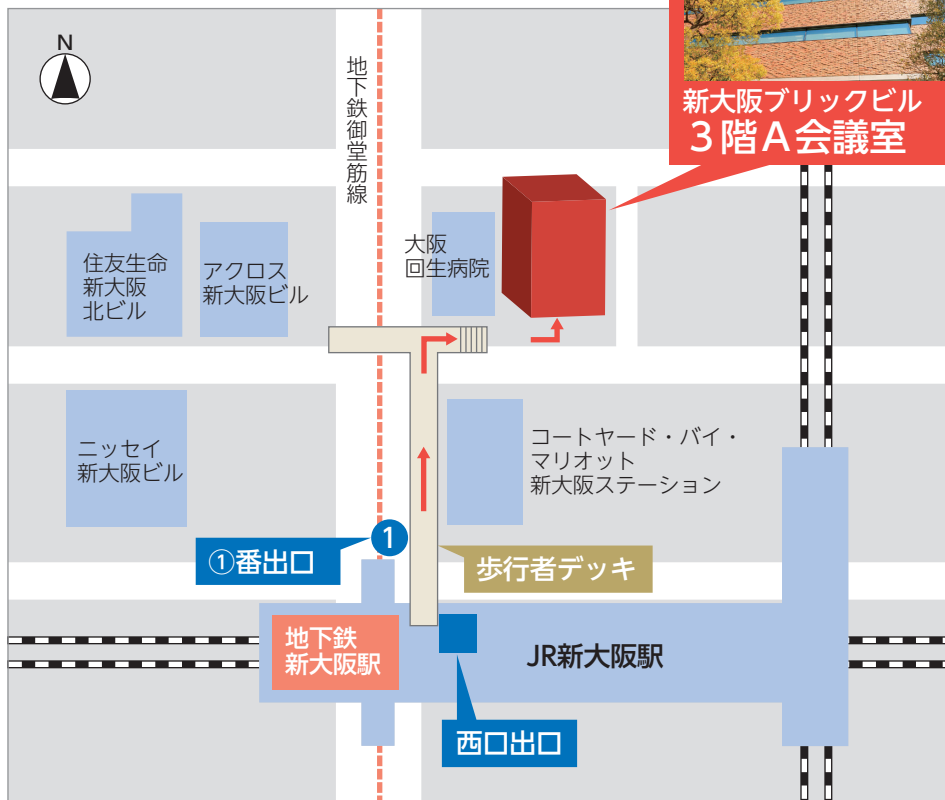
(ご注意) 特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

株主総会会場ご案内図

〒532-0003 大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
会場 新大阪ブリックビル3階A会議室
 TEL：06-6150-2582
 FAX：06-6150-2675



新大阪ブリックビル
3階A会議室



交通案内 最寄り駅	JR新大阪駅 西口より	徒歩約 3分
	地下鉄御堂筋線新大阪駅 ①番出口より	徒歩約 2分

※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。
 何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。